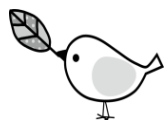

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



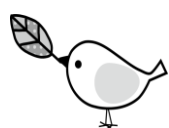
いわみちょうふくしじむしょ
岩美町福祉事務所

令和3年3月改訂



せいかつ ほ ご 生活保護とは

せいかつ ほ ご さまざま じじょう せいかつ こんきゅう せたい たいし こんきゅう
生活保護は、様々な事情により生活に困窮している世帯に対し、その困窮
ていど おう けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ
の程度に^お応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立
たす もくてき せいど ほりよくだんとう かにゆう かた
を助けることを目的とした制度です。なお、暴力団等^{ほりよくだんとう}に加入している方は
げんそく せいかつ ほ ご う
原則として生活保護は受けられません。



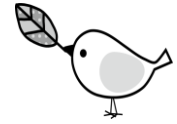
せいかつ ほ ご う まえ 生活保護を受ける前に

せいかつ ほ ご しさん のりよく た せいかつ い じ かつよう
生活保護は、資産、能力、その他あらゆるものを生活の維持のために活用
することを要件としています。また、おや こ きょうだいしまい しんそく
できるだけ援助を受けてください。ただし、親族からの援助がないとの理由
えんじょ う しんそく えんじょ りゆう
で生活保護が受けられないということはありません。

- 1 はたら のりよく かた のりよく おう はたら
働く能力がある方は、その能力に^お応じて働いてください。
- 2 しゃかいほけん せいど しょうびようてあて こようほけん かくしゅねんきん じどうふようてあて
社会保険制度（傷病手当や雇用保険・各種年金・児童扶養手当など）
う
で受けられるものはすべて受けてください。
- 3 よちよきん せいめいほけん かいやくへんれいきん にゅういんきゅうふきん しさん た はたけ さんりん
預貯金や生命保険（解約返戻金、入院給付金）・資産（田、畑、山林
ばいきやくだいきん かつよう
などの売却代金）を活用してください。

じゅうきよう ふどうさん げんそく ほゆう みと こべつ じじょう
※住居用の不動産は原則として保有が認められますし、個別の事情に
じどうしゃ ほゆう みと ばあい
よっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますの
で、ご相談^{そうだん}ください。

そうだん けつてい なが 相談から決定までの流れ



そう だん 相 談

せいかつ ほ ご そうだん いわみちょうふくしじむしょ まどぐち
生活保護の相談については、岩美町福祉事務所が窓口
になり、生活保護制度の仕組みなどの説明を行います。
でんわそうだん かのう
(電話相談も可能です)

しん せい 申 請

せいかつ ほ ご しんせい い し かた しんせいしよ
生活保護の申請意思のある方は、申請書ならび
ちょうさ ひつよう しょうい しゅうにゅうしんこくしよ しさん
に調査にあたって必要な書類(収入申告書、資産
しんこくしよ どういしよ ていしゆつ
申告書、同意書など)を提出していただきます。
せいかつ ほ ご ほんにん かぞくまた た どうきよ
生活保護は本人、家族又はその他の同居する
しんぞく しんせい かいし
親族の申請により開始されます。

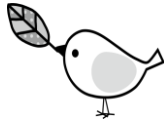
ちょう さ 調 査

しんせい げんそく しゅうかん い ない ちょうさたんとういん
申請すると、原則1週間以内に調査担当員が
かていほうもん おこな せいかつしょうきょう かくにん
家庭訪問を行い、生活状況を確認するととも
に、きんゆうきかん かんけいきかん
金融機関などの関係機関や同意を得られた
場合にふようぎむしゃ しょうかい おこな
場合に扶養義務者への照会を行います。
ちょうさないよう げんしゆ
※調査内容については秘密を厳守します。
せいかつ ほ ご けつていご ていきてき せいかつ ほ ご けつてい
※生活保護決定後も、定期的に生活保護の決定
ひつよう ちょうさ おこな
に必要な調査を行います。

けつ てい 決 定

ちょうさ ちと せいかつ ほ ご う
調査に基づき、生活保護が受けられるかどうか
しょめん し
書面でお知らせします。

しんせいび
申請日から原則14日以内に決定し、連絡します。

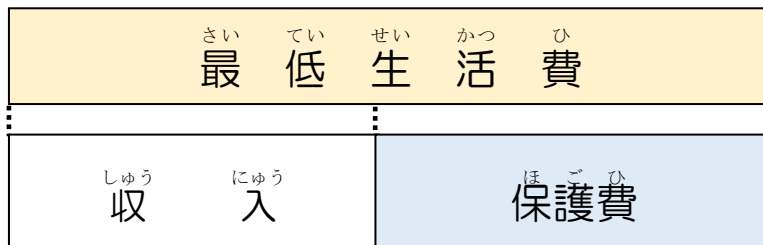


生活保護費の計算方法

一緒に生活している家族すべてを一つの世帯として「その世帯に応じた最低生活費」と「その世帯のすべての収入」とを比較して決めます。

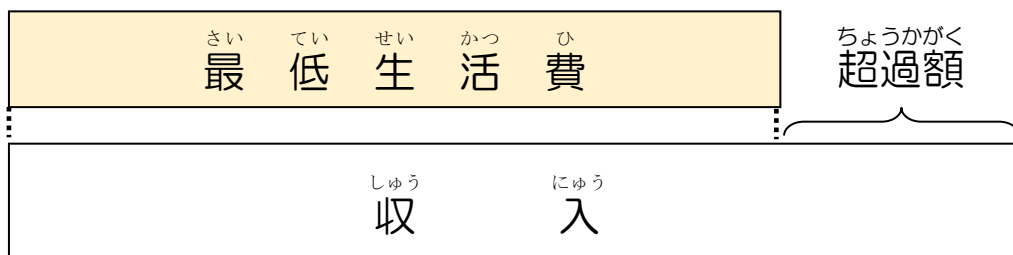
- 最低生活費とは、年齢別・世帯構成別、その他の需要を考慮して、国で決められた額です。
- 収入とは、その世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入・年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入など）をいいます。
ただし、働いて得た収入などに対しては控除(※)があります。
※控除とは収入から差し引かれる金額で、その分は手元に残ります。

保護が受けられる場合



⇒収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

保護が受けられない場合



⇒収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。

せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類



ほ ご しゅるい ふじょ ひつよう おう しきゅう
保護には、以下の8種類の扶助があり、必要に応じて支給します。

せいかつ ほ ご ひ まいつき か きゅうじつ ばあい ちよくぜん へいじつ しきゅう
■生活保護費は、毎月5日(休日の場合は直前の平日)に支給します。

りんじてき ひつよう せいかつ ほ ご ひ すいじ しきゅう
■臨時的に必要となる生活保護費を随時で支給することがあります。

 <p>いしょく こうねつすいひ 衣食、光熱水費などの にちじょう せいかつ 日常生活にかかる ひよう 費用 せいかつふじょ 生活扶助</p>	 <p>びょういん やっきやく 病院や薬局にかかる ひよう めがね そうく 費用や眼鏡や装具など ちりょうざいりよう ひよう の治療材料の費用 いりようふじょ 医療扶助</p>
 <p>やちん ちだい じゅうたく 家賃、地代や住宅の ほしゅう ひよう 補修などの費用 じゅうたくふじょ 住宅扶助</p>	 <p>しゅつさん ひよう 出産にかかる費用 しゅつざんふじょ 出産扶助</p>
 <p>ぎ む きょういく 義務教育を受けるた め ぎょうざい ひよう めの教材などの費用 きょういくふじょ 教育扶助</p>	 <p>しゅうしょく ひつよう ぎのう 就職に必要な技能、 しかく しゅうとく こうとう がっこう 資格習得や高等学校 しゅうがく ひよう 就学にかかる費用 せいぎょうふじょ 生業扶助</p>
 <p>かいごにんてい う 介護認定を受けている かた かいご う 方が介護サービスを受 けるための費用 かいごふじょ 介護扶助</p>	 <p>せたいいん な さい 世帯員が亡くなった際 ひつよう そうぎひよう に必要な葬儀費用 そうさいふじょ 葬祭扶助</p>

た きゅうふきん ■その他の給付金

しゅうろうじりつきゅうふきん きゅうふきんじょうげんがく たんしんせたい まんえん ふうすうせたい まんえん
・ 就労自立給付金 (給付金上限額: 単身世帯10万円、複数世帯15万円)

あんてい しょくぎょう せいかつ ほ ご ひつよう かた しきゅう
安定した職業について生活保護を必要としなくなった方に支給します。

しんがくじゅんびきゅうふきん きゅうふきんがく てんぎよ ばあい まんえん た まんえん
・ 進学準備給付金 (給付金額: 転居する場合30万円、その他10万円)

こうこうそつぎょうご だいがく せんもんがっこうとう しんがく かた しきゅう
高校卒業後すぐに大学や専門学校等に進学する方に支給します。

せいかつ ほ ご う とき けんり 生活保護を受けた時の権利



せいとう りゆう ほごひへ ほごう
正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなる
ことはあります。ほごしきゅうかねものたいぜいきん
保護により支給されたお金や物に対して税金をかけられ
たり、さお
差し押さえられることはありません。

ほごうけんりたにんゆすわた
※保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

きほごないょうなつとく とっとりけんちじたいふふくもうした
※決められた保護の内容に納得できないときは、鳥取県知事に対して不服申立てを
することができます。



せいかつ ほ ご う とき ぎむ 生活保護を受けた時の義務①

しゅうにゆう かん とどけで ぎむ 《収入に関する届出の義務》

しゅうにゆう ていきてき しゅうにゆう ほうこく
収入があるなしにかかわらず、定期的に収入を報告していただきます。
しゅうにゆう しさん めん へんか つど ほうこく
また、収入・資産の面で変化があれば、その都度、報告しなければなりま
せん。

- はたら え しゅうにゆう ふ へ
1 働いて得た収入が増えたり、減ったりしたとき。
- はたら あら しゅうにゆう え
2 働くようになり、新たな収入を得たとき。
- しょうびょうてあてきん しつぎょうきゅうふきん ろうどうさいがいほしょうきん たいしょくきん りょう
3 ボーナス、傷病手当金、失業給付金、労働災害補償金、退職金、アルバイト料
などをもらったとき。
- ねんきん てあて しおく がく か
4 年金・手当・仕送りの額が変わったとき。
- いしゃりょう せいめいほけんきん にゅういんきゅうふきん う と
5 慰謝料や生命保険金、入院給付金などを受け取ったとき。
- ふくじむしょ しょうぶん しじ しさん う しさん
6 福祉事務所から処分を指示された資産を売ったとき、または資産をもらったとき。

ほごじきゅうちゅう げんそく かぜいちようさ ねん かい こていしさんちようさ
※保護受給中は、原則として課税調査については年1回、固定資産調査については
ねん かいじっし しゅうにゆう しさん めん へんか しんこく ひつよう
3年に1回実施します。収入、資産の面で変化があれば、申告が必要です。

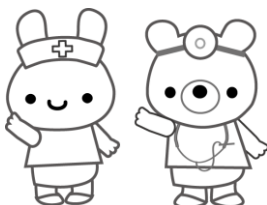
せいかつ ほ ご う と き ぎ む 生活保護を受けた時の義務②



せいかつ かん とどけで ぎ む 《生活に関する届出の義務》

く へん か ほうこく
暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。

- 1 じゅうしょ か
住所が変わったとき。
- 2 しごと か
仕事をはじめたり、変わったり、やめたりするとき。
- 3 かぞく にんずう しゅっしょう しぼう てんしゅつ てんにゆう か
家族の人数が出生、死亡、転出、転入で変わったとき。
- 4 ちようきかん いえ あ
長期間にわたって家を空けるとき。
- 5 しょゆう とち かおく しさん ばいきやく
所有する土地、家屋など資産を売却しようとするとき。
- 6 やちん へやだい しゃくちりょう か
家賃、部屋代、借地料が変わったとき。
- 7 かいごほけんほう かいご う
介護保険法による介護サービスを受けたりやめたりするとき。
- 8 しせつ にゆうしょ たいしょ
施設へ入所したり退所したりするとき。
- 9 にゆういん たいいん てんいん
入院したり、退院したり、転院したりするとき。
- 10 こうこう にゆうがく ちゅうとたいがく
高校へ入学したり、中途退学したりするとき。
- 11 けんこうほけんしょう いりょうほけん しかく しゅとく そうしつ
健康保険証などの医療保険の資格を取得または喪失したとき。
- 12 こうつうじこ
交通事故にあったとき。
- 13 た せいかつじょうたい へんか
その他、生活状態に変化があったとき。



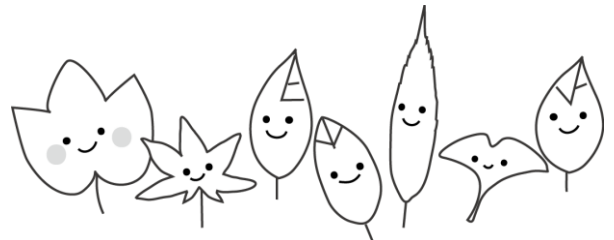
せいかつ ほ ご う と き ぎ む 生活保護を受けた時の義務③

《生活上の義務》

生活保護を受けなくても生活できるよう、次の事を行ってく

ださい。

- 1 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- 2 病院（医院）にかかっているときは、医師の指示に従って1日も早く病気を治すよう心がけてください。
- 3 町の総合健診は必ず受診し、生活習慣の改善に取り組むとともに、必要な治療を開始してください。
- 4 親や子、兄弟姉妹のおられる人は、その方から、また、母子（父子）の方は別れた夫（妻）からも、子どもへの仕送りなどの援助を受けられるよう働きかけてください。
- 5 毎日の支出は、計画的に行うよう心がけてください。
- 6 栄養バランスのとれた食生活を心がけ、起床から睡眠までの一日の生活リズムを整えるなど、健康保持に努めてください。
- 7 高価なものなど購入される場合は相談してください。保有が認められていない場合があります。
- 8 生活保護受給中に、年金担保貸付を受けたり、福祉事務所長が認めた以外の貸付や借金をすることは出来ません。



ふくしじむしょしょくいん やくわり 福祉事務所職員の役割

ふくしじむしょしょくいん ほご そうだん かた そうだん う
福祉事務所職員は、保護の相談にこられた方の相談を受けたり、
てきせつ ほご おこな ていきてき かていほうもん
適切な保護を行うために定期的に家庭訪問をしています。

ほご う せたい せいかつ いじこうじょう じぶん ちから せいかつ
保護を受けている世帯が、生活の維持向上や、自分の力で生活す
るようになるにはどうすればいいのかを一緒に考えます。

こま そうだん
困っていることや、わからないことがあれば、相談してください。

みんせいいいん やくわり 民生委員の役割

みんせいいいん ちいき こま かた そうだん ひと
民生委員は、地域で困っている方などの相談にのってくれる人で、
ふくしじむしょ きょうりょくかんけい
福祉事務所とは協力関係にあります。

せいかつ ほご かん しゃかい ふくしぜんぱん そうだん
生活保護に関することをはじめ、社会福祉全般にわたって相談に
のってくださいますので、えんりょ そうだん
遠慮なくご相談ください。

そうだんないよう かん ひみつ げんしゆ
もちろん、相談内容に関する秘密は厳守されます。

地区の民生委員は _____ さんです。



いわみちょうふくしじむしょ
岩美町福祉事務所

住 所：〒681-0003

いわみぐんいわみちょうおおあざうらどめ ばんち
岩美郡岩美町大字浦富1029番地2

電話番号： 0857-73-1339

ファクシミリ： 0857-73-1344